平成２９年（フ）第４５１号
埼玉県坂戸市元町21番21号　サンローゼス101号室
債務者　レンス　デ　ニシハラ　モニカ　ダマリス
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第４５４号
埼玉県ふじみ野市苗間514番地１　コーポアライ202
債務者　阿部　幸惠
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第４６０号
埼玉県ふじみ野市亀久保２丁目14番20号
債務者　渡邉かおり（旧姓中澤）
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第４６１号
埼玉県日高市大字女影47番地４　シャトー女影202
債務者　渡辺　一夫
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第４６５号
埼玉県川越市石原町２丁目36番地２（フレグランス岸Ａ棟101号室）
債務者　渡辺　　霞（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第４７３号
埼玉県川越市脇田新町16番地１（ファミリイハウス川越403号室）
債務者　ＡＬＩＦＵ　ＭＩＪＩＴＩ　阿力甫米吉堤
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第４７４号
埼玉県川越市かし野台２丁目10番地13
債務者　荒川　三枝
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１４号
北海道虻田郡京極町字春日102番地３　常盤団地70―１号室
債務者　松下　千春（旧姓柴田）
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで札幌地方裁判所岩内支部

平成２９年（フ）第１１３９号
名古屋市熱田区伝馬１丁目５番18号　アーバンM501号
債務者　楚南　恒次
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１５０号
釧路市城山１丁目12番1107号　パークサイドＱ　108
債務者　大橋　真紀（旧姓兜森）
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第１６７号
釧路市芦野５丁目26番21号　エステティックハイツ202号室、申立前の住所釧路市美原１丁目43番513号　Ｄ―15　513号
債務者　宮脇　卓也
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第１４０号
群馬県高崎市台新田町158番地１　エルディム榛名202号
債務者　碓井沙也加（旧姓三木）
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第５５５号
埼玉県朝霞市栄町２丁目６番５号　フラット栄205
債務者　小林　栄一
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７３６号
さいたま市岩槻区太田１丁目１番12―208号
債務者　浜島　英二
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７９４号
埼玉県加須市大越2854番地１
債務者　大谷　朋子（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第８０２号
埼玉県川口市大字安行領根岸856番地　セ・レーブルⅡ　1303号
債務者　小山　忠良
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第８２２号
埼玉県川口市江戸袋１丁目32番２号、旧住所埼玉県川口市南鳩ヶ谷１丁目21番６号　アローハイツ201
債務者　山下　愛奈（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係